

京都市告示第602号

京都市元離宮二条城条例第2条及び第5条の規定に基づき、元離宮二条城の開城時間及び入城料を、また京都市元離宮二条城条例施行規則第1条の規定に基づき、元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成29年2月24日

京都市長 門川 大作

1 日時

平成29年3月24日から4月16日まで

2 開城時間、受付時間及び入城料

開城時間に午後6時から午後9時30分までを、受付時間に午後6時から午後9時までを追加し、当該時間帯の入城料を一般400円、中高生200円に減額する。

なお、二の丸御殿の受付時間及び小学生の入城料については変更しない。

(元離宮二条城事務所)